

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 男女参画・こども局・こども未来課

高等学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）を設置する学校法人のうち、知事の所管に属する学校法人並びに専修学校又は各種学校を設置する準学校法人（以下「学校法人等」という。）の寄附行為の認可及び寄附行為の変更認可については、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。

第1 学校法人等の寄附行為を認可する場合
学校法人等の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準により審査する。

1 立地条件について
学校等の立地条件が適切であり、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

2 施設及び設備について
学校等の施設及び設備は、学校等の種別に応じ、それぞれ、高等学校設置基準（平成16年3月31日文科科学省令第20号）、中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第15号）、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第14号）、幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文科省令第32号）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文科科学省・厚生労働省令第1号）、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文科省令第2号）、各種学校規程（昭和31年12月5日文科省令第31号）並びに佐賀県が定める学校等の種別ごとの設置認可に係る審査基準に適合するものでなければならない。

3 資金等について
(1) 新たに設置される学校等の施設及び設備の取得にかかる資金は、全額新たに学校等を設置しようとするものの自己資金を原則とし、かつ、申請時において、当該資金が収納されていることを原則とする。
ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の条件を満たす場合においては、当該資金の合計額の3分の1を限度として借入金を認める。

審 査 基 準 （公表用）

所属部（局）・課（室）総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 男女参画・こども局・こども未来課

法 令 名		私立学校法				法 令 の 番 号		昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号		
許認可等の種類		学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可				根 拠 条 項		第 23 条第 1 項、第 108 条第 3 項、第 152 条第 6 項		
審 査 基 準	① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関が行う貸付け又は融資による負債であること。 ② 負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものであること。 (2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。 (3) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。 (4) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。 (5) 設置経費の財源としての寄附金のほか、経営に必要な財源として、申請時において、学校等を適正に運営していくために必要な財源としての自己資金が確保されていなければならない。なお、この場合において、(3)及び(4)を準用する。 (6) 学校等の完成年度までの各年度の経常経費の財源は、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充ててはならない。 (7) 学校等の経営は、営利企業的であってはならない。 4 役員等について (1) 理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を 4 以上兼ねていない者でなければならない。 (2) 理事長は、他の学校法人等の理事長を 2 以上兼ねていない者でなければならない。 (3) 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていなければならない。 (4) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏ってはならない。 (5) その他、規程の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならない。									
	受付 機関	法務私学課 こども未来課	処理 機関	法務私学課 こども未来課	交付 機関	法務私学課 こども未来課	標準処理期間 9 0 日			整理 番号 1 8 ～ 2
							標準経由期間 日			

審 査 基 準 (公表用)

所属部 (局)・課 (室) 総務部・法務私学課 (私立中高・専修学校支援室) 男女参画・こども局・こども未来課

法 令 名		私立学校法				法 令 の 番 号		昭和24年法律第270号				
許認可等の種類		学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可				根 拠 条 項		第23条第1項、第108条第3項、第152条第6項				
審 査 基 準	5 生徒定数について 準学校法人の設置する専修学校又は各種学校の生徒定数は、原則として80人以上でなければならない。 第2 学校法人等が学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合 既設の学校法人等が学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更認可については、次の基準によって審査する。 1 立地条件等について 立地条件、施設及び設備、資金等並びに役員等については、第1を準用する。 2 既設校等について (1) 既設の学校等の在籍生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。 (2) 従来設置している学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていないと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意するものとする。 (3) 学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意するものとする。 ① 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況 ② 役員若しくは教職員の間又はこれらの間における訴訟その他の紛争の有無 ③ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（私立学校教職員共済制度の掛金を含む。）の納付の状況											
	受付 機関	法務私学課 こども未来課		処理 機関	法務私学課 こども未来課		交付 機関	法務私学課 こども未来課		標準処理期間 90 日	整理 番号	18～3
							標準經由期間		日			

所属部（局）・課（室）総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 男女参画・こども局・こども未来課

	第3	知事の所管に属する学校法人が高等学校の学科、専攻科又は別科（以下「学科等」という。）を設置する場合並びに準学校法人が新たな課程を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合
審		知事の所管に属する学校法人が学科等を設置する場合並びに準学校法人が新たな課程を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。
査		ただし、当該学科又は課程の設置が、学校等の教育条件の向上又は学校法人等の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、学科等または新たな課程の設置に要する経費の支出が学校法人等にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。
基	1	立地条件について 立地条件、施設及び設備、資金等並びに役員等については、第1を準用する。
準	2	既設校等について 既設校等については、第2の2を準用する。